

22 給衛協発第 46 号  
平成 22 年 7 月 23 日

各都道府県・政令都市水道主幹部（局）長 様  
水道法 20 条登録検査機関の長 様

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会長 奥村明雄

平成 22 年度「認定水道水質検査員講習会」の実施について（ご案内）

一般社団法人全国給水衛生検査協会の事業推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水道における水道水質管理を的確に行うためには、水道の水質試験に関し高度な知識と豊富な経験を持つ専門家を、所定の資格を有する水道水質検査員として認定し、職務を遂行させなければなりません。

そこで、当協会では認定水道水質検査員の制度を作り、認定水道水質検査の講習会を修了した者に検査業務の指導が出来る資格を付与することにいたしております。

当協会では、登録検査機関として、本資格者を 1 名以上任命することを推奨いたしております。

制度の要綱は別添 1 のとおりです。これに基づき標記講習会を別添 2 のとおり実施いたします。

つきましては、貴職所属の水質検査に携わる方々の受講並びに関係者への周知方について、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

## 認定検査員制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

(目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員制度を設ける。

(認定検査員の種類)

第2条 協会はこの制度のもとに、次の資格について認定する。

- 1 水道水質検査員（認定水道水質検査員）
- 2 簡易専用水道検査員（認定簡易専用水道検査員）
- 3 簡易専用水道検査管理技術者（管理技術者）

(運営委員会)

第3条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会（以下、「水質検査運営委員会」という。）及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「簡専検査運営委員会」という。）を置く。

- 2 各運営委員会の委員は、委員長以下6名以内で構成し、学識経験等を有する者をあて、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、本制度の基本的事項、認定検査員等の教育、認定条件及び講習会の内容等について審議する。

(認定検査員)

第4条 認定検査員の資格は、認定検査員講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 認定検査員の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。
- 3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）には、申請により認定検査員となることができる。

(管理技術者)

第5条 管理技術者の資格は、認定簡易専用水道検査員及び既得検査員のうち、5年以上の実務経験を有し、管理技術者講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 管理技術者の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。

(講習会)

第6条 認定検査員講習会及び管理技術者講習会の実施内容については、各運営委員会において定める。

附 則 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

- 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。

## 平成22年度「認定水道水質検査員講習会」募集要項

### 1. 目的：

本講習会は、水道水質検査員の水質検査を適切に行うために専門知識を有する者を養成して、検査員の国会としての資格認定及び技術の向上を目的とする。

### 2. 受講対象者：

- ①水道水質検査に5年以上従事した者
- ②大学で理系の課程を習得して卒業し、水道水質検査に1年以上従事した者

### 3. 研修会の内容：別紙「認定水道水質検査員講習会の内容」参照

#### 1) 講義

講習科目及び時間：講義日程表の通り（講師及び時間割に変更する場合があります。）

#### 2) 実技

講習終了者は、実技コースの中から1コース1日間としますが、2コース以上の選択が必要となります。

実技コースの日程は、会場等の都合により、講義受講以後の決定となる予定です。（平成22年度内に実施予定）

### 4. 開催会場及び開催期日：

開催会場：大田区産業支援プラザP i O 3階特別会議室

東京都大田区南蒲田1-20-20 TEL:03-3733-6600（別紙地図参照）

開催期日：平成22年9月27日(月)～28日(火)

### 5. 募集人員：50名

### 6. 認定水道水質検査員の認定：

講義の修了試験に合格し、実技を修了した者に「一般社団法人全国給水衛生検査協会認定水道水質検査員」の証書を交付する。

### 7. 受講料：100,000円（講義及び実技の受講料を含む）

送金手数料を差し引いた場合は納入とは認めませんので、ご注意ください。

### 8. 受講手続き：

- 1) 受講希望者は、受講申込書と受講決定通知書に必要事項をご記入の上、任命権者の実務経験証明書を添付して、下記宛お申し込み下さい。

<申し込み先・問い合わせ先>

一般社団法人全国給水衛生検査協会事務局担当 大和田いづみ

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

TEL 044-270-4375 FAX 044-270-4376

2) 申込締切：平成22年9月10日(金)

(締切日を過ぎてからの申込みは、上記事務局へお問い合わせ下さい。)

3) 受講料納入

受講申込と同時に請求書と受講決定通知書をご送付いたしますので、お振込みください。

4) 写真について

縦4cm、横3cm、単身、脱帽、上半身のものを2枚用意して、裏面に氏名を記入し受講申込書と受講決定通知書の所定の欄に貼り付けて下さい。

(スナップ写真不可。スピード写真可)

9. 受講の決定

受講申込書・実務証明書に基づき、確認後、受講者を決定し、本人宛に受講決定通知書をご送付いたします。

※昼食は、当協会でご用意いたします。

# 実務経験証明書

受講者 氏名：

上記の者は、水道水質検査の実務に下記の通り従事したことを証明します。

1. 水道水質検査に5年以上
2. 大学で理系の課程を習得して卒業後、水道水質検査に1年以上

平成 年 月 日

所属機関名：

機関代表者：

印